

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年 6 月 3 日

北九州市企画調整局国際政策課

1. 当該公募の趣旨

北九州市には、現在 94 ヶ国 約 13,000 人の外国人市民が居住している。全体数に大きな変化はないが、年々 外国人市民の国籍や抱える背景が多様化している。本市では、外国人市民も地域の一員として生活できるよう「多文化共生」のまちづくりに取り組んでいる。外国人市民の中には、日本語でのコミュニケーションが困難な人も多く、外国人市民への情報・言語支援を強化し、行政サービスの面で日本人市民との格差を縮めていく必要がある。そのため、北九州市の各部署や外郭団体、学校、外国人市民からの要請があった場合、行政通訳等を行政機関や公共施設などに派遣する業務を実施する。業務実施にあたっては、外国人市民の国籍等に応じた文化的背景等を理解した上で、関係機関等と密な連携を取りながら事業を行う必要がある。また、適切な通訳者を派遣するため、通訳コーディネーターを配置し、必要に応じて現場に同行する必要がある。そのため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

コミュニティ通訳派遣業務

(2) 業務内容

①「行政通訳派遣業務」

同行派遣業務

本市の組織や学校等または外国人市民からの依頼があった場合、市の組織や学校等に行政通訳を派遣する。

実施期間

令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

派遣する通訳言語

中国語、ベトナム語、英語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語の
7 ヶ国語

派遣回数

75回（毎回1人×75回）程度

- a. 通訳言語は、中国語、ベトナム語、英語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語の7ヶ国語とする。また、7ヶ国語以外の依頼がある場合も通訳派遣が可能な場合は、派遣に応じるものとする。
- b. 派遣回数が75回を超える又は満たない可能性がある場合は、受注者は発注者に予め報告すること。
- c. 上記bの場合は、発注者は受注者と協議の上、この契約の一部を解除、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

派遣できる場所と内容

原則として、本市施設・学校・その他行政サービスを提供する公的機関等（入国管理局・ハローワーク含）に派遣することとし、それ以外の場合は本市と協議の上、決定すること。1回の派遣業務は3時間以内とする。

②「多言語ママパパサポーター派遣業務」

医療機関や行政機関、子育て支援機関、外国人住民宅等に「多言語ママパパサポーター」として通訳者を派遣し、通訳等の支援を実施するもの。

実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

派遣回数

30回（毎回1人×30回）程度

- a. 費用積算にあたっての派遣回数の言語別目安は、中国語15回、英語10回、韓国語5回とするが、30回の派遣がこの言語別の目安どおりにならなくとも、依頼があれば派遣に応じるものとする。
また、三ヶ国語以外の依頼がある場合も派遣が可能な場合は、派遣に応じるものとする。
- b. 派遣回数が30回を超える又は満たない可能性がある場合は、受注者は発注者に予め報告すること。
- c. 上記bの場合は、発注者は受注者と協議の上、この契約の一部を解除、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

派遣できる場所と内容

原則として、医療機関や行政機関、子育て支援機関、外国人住民宅等において実施し、それ以外の場合は本市と協議の上、決定する。1回の派遣業務は原則3時間以内とする。

③「通訳派遣のコーディネーター業務」

(1)(2)の派遣業務に係る連絡調整事務の一切を行う。これには適切な通訳者の

派遣、事前の内容確認と通訳者への伝達を含む。また、通訳現場においても調整事務が発生するので、派遣においては、必ず1名の職員が原則、通訳者に同行するものとする。ただし、調整事務が発生しない等、職員の同行が明らかに必要ないと判断できる場合は、同行を省略できる。

実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

同行回数

75回+30回=105回程度

④「広報」

(1)～(2)の業務について、区役所や関係団体へ事業の広報活動を行う。

時期・場所

本市と協議の上決定する。

⑤「通訳者のスキルアップ講座の開催」

上記の業務を行う通訳者のために、スキルアップ講座を最低、年1回開催する。スキルアップ講座の内容は、通訳者の知識や技能の向上を図るものとする。

開催場所・開催時期

本市と協議の上決定する。

⑥その他

(1)(2)の合計が105回を超えない範囲であれば、それぞれの派遣回数を上回っても問題ないものとする。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 外国人住民へのきめ細やかなサポートを実施できる専門的技術・ノウハウと人材を有していること。

- イ これまでに外国人市民に対する通訳業務を実施した実績があること。
- ウ 外国人支援メニューを有しており、外国人住民の出身国や生活習慣・風習等に応じてきめ細やかな対応が可能であること。
- エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が提出できること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号
担当課名 北九州市企画調整局国際政策課
電話番号 093-582-2146 FAX 番号 093-582-2176

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和元年6月3日から令和元年6月14日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布する。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和元年6月4日から令和元年6月17日までの（土曜日、日曜日を除く）
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。